

# 松江市個人情報保護審査会答申 (答申第3号)

令和7年3月

松江市

## 別 紙

### 答申第3号

### 答 申

#### 1 審査会の結論

松江市長が審査請求人に対し令和2年8月28日付け（松病総第281号）個人情報一部開示決定通知書でした個人情報一部開示決定は、妥当である。

#### 2 事案の概要

- (1) 審査請求人は、処分庁である松江市長（以下「処分庁」という。）に対し、自身が医師として（当時）勤務する松江市立病院で生じた診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会（以下「本件内部調査委員会」という。なお、審査請求人は令和2年1月29日に開催された第2回内部調査委員会において、同委員会から事情聴取を受けている。）について、①会合・会議・聴取・調査等の日時や議題、出席者・担当者・同席者及び会合等の内容を記録若しくは記載したもの（議事録・聴取記録・報告書等）及びこれらに関連するもの一切、②本件内部調査委員会の調査報告書若しくはこれに類するもの、③平成31年1月から本件開示請求日（令和2年8月14日）までの間における本件内部調査委員会委員2名と松江市立病院職員（事務局長等）との面談・打合せ・電話等があったこと及びその内容を記録若しくは記載したもの及びこれらに関するもの一切を対象として、当時の松江市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）に基づき、個人情報開示請求をした（以下「本件開示請求」という。）。
- (2) これに対して処分庁は、別紙「個人情報開示に係る文書目録（抄）」記載のとおり、大分類としては計18通、小分類としては計50通の文書（以下まとめて「本件対象文書」という。）を特定の上、旧条例第14条第2号、第3号、第5号又は第7号に基づき、小分類として16通の文書を全部開示、30通の文書を一部開示、4通の文書を非開示と決定した（以下「本件処分」という。）。
- (3) この本件処分について、審査請求人が、審査庁である松江市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分を取り消した上で本件対象文書を開示するよう求めて、審査請求（以下「本件審査請求」という。）に及んだものである。

### 3 当事者の主張

#### (1) 審査請求人の主張の要旨（令和2年11月13日付け審査請求書によるもの）

ア 審査請求人に係る個人情報のうち、審査請求人が作成した文書、審査請求人が発した音声のデータ、審査請求人の主張や発言を記録したもの（聴取記録又は議事録等のうち審査請求人の発言部分）は原則的に全て開示されるべきである。

したがって、例えば、聴取内容の音声データ中の審査請求人の声の部分若しくはそれを聴取したもの（例えば、本件内部調査委員会の第2回会議の議事録に付された「聴取記録」中、審査請求人の会話部分）は、審査請求人自身の情報であり、審査請求人以外のものはないため（仮に、音声データや議事録の中に審査請求人以外の者の音声・発言部分があれば、それを除けばよいだけのことである。）、開示されなければならない。

したがって、これらを全て非開示とした本件処分は改められなければならない。

イ また、本件処分は、非開示事由として「今後の交渉・争訟・調査事務の執行に支障を及ぼすおそれがあるため。」（当審査会注：旧条例第14条第7号イ及びウ参照）を理由としているが、審査請求人に対しては既に本件調査に基づいて懲戒処分が行われており、また、今後の交渉もあり得ない。

ウ 本件処分は、旧条例第14条第2号、第3号及び第7号の解釈を誤っているものであり、改められなければならない。

#### (2) 処分庁の主張の要旨（令和3年1月21日付け弁明書によるもの）

ア 審査請求人は、審査請求人に対する聴取内容の音声データ又はその聴取記録中、審査請求人の会話部分は、審査請求人自身の情報であり、審査請求人以外のものはないため、開示すべきと主張する。

しかし、これらの文書中には、審査請求人以外の者（患者等）の個人情報であって、開示することにより、審査請求人以外の者の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている。

また、法人又は事業を営む個人（関係する個人■医や医療法人等）に関する情報であって、開示することにより、審査請求人以外の者並びに当該法人又は事業を営む個人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報も含まれている。

さらに、これらの文書を開示することにより、診療報酬未徴収額の処理のために実施する審査請求人に対しての損害賠償請求及び関係人への不当利得返還請求に関する調査等の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報も含まれる。

これらのことから、旧条例第14条第2号、第3号及又は第7号の規定に基づき、これらの文書を非開示としたものである。

イ なお、旧条例第14条第7号の非開示事由該当性については、確かに、本件内部調査に基づき審査請求人に対する懲戒処分は既に行つた。しかし、処分庁は、今後、診療報酬未徴収額についての審査請求人への損害賠償請求及び関係人への不当利得返還請求に関する調査等の事務を執行することとなる。

審査請求人が開示を求める文書中には、上記事務に関連する情報が含まれており、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから非開示としたものである。

ウ 旧条例第14条第2号、第3号又は第7号の規定に基づき非開示としている理由については、上記ア及びイに掲げるとおりである。

審査請求人は、処分庁がこれら各規定の解釈を誤っていると主張するが、処分庁は合理的な理由に基づき所定の規定に従って非開示としていることから、審査請求人の主張は不当である。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 本件審査請求手続に適用される法令について（確認）

ア 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正によって、令和5年4月1日以降、地方自治体における個人情報保護制度について法による統一的な規律がなされるようになった。これに伴い、松江市においては、旧条例が令和5年3月31日をもって廃止され、同年4月1日に松江市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）が施行された。

イ 本件審査請求手続は上記各法令改正等の前後にわたって係属しているところ、法施行条例附則第3条第3項により、本件に係る諮問は法施行条例に基づく松江市個人情報保護審査会（法施行条例第5条参照）にされた諮問とみなすとともに、当該諮問に対する旧条例に規定する調査審議については、旧条例の規定に基づいて（「なお従前の例による」）調査審議すべきこととなる。

そのため、以下では原則として旧条例の各規定に基づいて検討・判断をする。

(2) 前提事実

ア 審査請求人は、本件審査請求が提起された当時、[REDACTED]医師として松江市立病院[REDACTED]で勤務しており、長年にわたり[REDACTED]関係の施術を実施してきた者であるが、本件公開請求以前の特定の時期において、自身が担当した[REDACTED]手術に係る手技料等を患者に対して適正に請求すべきであるにもかかわらず故意に請求していない事案が複数あるのではないかとの疑義が生じた（以下では、当該疑義に係る複数事案のことを総称して「本件診療報酬未徴収事案」と表記する。）。

上記疑義が生じたことを受けて、松江市立病院は、この問題を調査するため、令和2年1月に本件内部調査委員会を設置した。以降、同委員会は本件診療報酬未徴収事案の各種調査等（審査請求人に対する聴取手続を含む。）を実施した上で、令和2年3月18日付けで調査報告書を作成し、松江市病院事業管理者（病院長）へ提出した。

イ 令和2年8月14日、審査請求人は処分庁に対して本件開示請求を行ったところ、令和2年8月28日、処分庁は審査請求人に対して本件処分を行った。

その後、令和2年11月13日、審査請求人は審査庁に対し、本件処分の取消し及び本件対象文書の開示（注：本件対象文書に記載・記録された個人情報の開示を求める趣旨と解される。）を求めて本件審査請求を行った。

ウ なお、本件開示請求に先立つ令和2年5月28日、審査請求人は、本件診療報酬未徴収事案に関して懲戒処分を受けている。

(3) 違法・不当等に関する判断の基準時について（前提論点）

審査請求手続は行政機関内部において原処分の違法・不当を事後的に見直して判断する手続であるところ、そのような制度趣旨に鑑みれば、審査対象となる原処分が違法または不当であるかどうかは、当該原処分をするにあたって処分庁が考慮可能であった事情等を基礎として判断すべきであると考えられる。

すなわち、原処分の違法・不当等に関する判断の基準時は、当該原処分の時点であると解される。

以下では、上記解釈を前提に、違法・不当等に関する判断の基準時は本件処分時（令和2年8月28日）であるものとして検討を進める。

(4) インカメラ審理の実施及び審査会の結論

ア 本件の審議に必要があると認めたため、当審査会は、旧条例第36条の規定により

準用する松江市情報公開条例第 22 条第 1 項に基づき、実施機関である処分庁から本件対象文書（本件処分で非開示とされた部分が分かる状態のもの及びマスキングが一切ないものの両方）の提示を受け、その内容等を検分した。

イ そして、上記インカメラ審理における検分結果を踏まえつつ慎重に調査審議した結果、当審査会は、本件対象文書のうち本件処分で非開示又は一部開示とされたものについてはいずれも処分庁の示す非開示事由が認められることを確認し、本件処分における処分庁の判断は妥当であるとの結論に至った。

以下では、当審査会において特に議論となったものについて、その争点及び判断内容を記載する（以下、文書名は原則として令和 2 年 8 月 28 日付け（松病総第 281 号）個人情報一部開示決定通知書の別紙「個人情報開示に係る文書目録」記載のものを引用する。）。

#### （5）開業医からの「紹介状（診療情報提供書）」について

ア 当審査会においてインカメラ審理を実施したところ、本件対象文書のうち、【文書名②：第 1 回 診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 会議資料（令和 2 年 1 月 21 日開催）】中に含まれる「資料 6 カルテ・診療情報提供書等の写し」は、本件診療報酬未徴収事案において不正が行われたとの疑いがある個別事案（合計 13 件）のそれぞれについて、外部の開業医から審査請求人に宛てられた紹介状（診療情報提供書）から始まり、松江市立病院において審査請求人が実施した当該患者に対する治療に係る「プログレスノート」（電子カルテの類と解される。）や、審査請求人による治療後に審査請求人から当該開業医に宛てて作成された診療情報提供書など、患者ごとの一連の紹介経過（審査請求人から当該開業医に対する逆紹介を含む。）が分かれる文書一式をまとめたものであると認められる。

イ 本件処分において、この「資料 6 カルテ・診療情報提供書等の写し」については文書目録上「一部開示」とされているが、その具体的な内訳をみると、患者ごとにまとめられた一連の紹介経過に係る文書一式のうち、開業医による「紹介状（診療情報提供書）」又はそれに類する文書（表題は開業医ごとに様々であるが、同種の文書については以下まとめて「紹介状（診療情報提供書）」という。）については、宛名部分（審査請求人の氏又は氏名及び所属等が記載されている。）を含めて、「紹介状（診療情報提供書）」全体が非開示とされている（個別事案 13 件のうち 1 件については開業医による「紹介状（診療情報提供書）」が存在しないため、合計 12 通）。

他方で、その他の資料（審査請求人が作成した診療情報提供書など）については、審査請求人の個人情報に当たる部分（審査請求人の氏又は氏名部分や所属等）及び各文書の定型的な記載部分（表題や項目名など）については開示されているが、患者氏名や開業医の氏名・名称等や患者個人の診療情報部分については非開示（マスキング）とされているため、個別文書としてみると一部開示の状態になっている。

したがって、上記各個別文書の総体である「資料 6 カルテ・診療情報提供書等の写し」については、文書目録上の表現として「一部開示」ということになる。

ウ 以上を前提に、当審査会では、上記「資料 6 カルテ・診療情報提供書等の写し」のうち、開業医から審査請求人に宛てて作成された「紹介状（診療情報提供書）」については合計 12 通全てがいずれも（個別文書としては）全部非開示とされているものの、当該各「紹介状（診療情報提供書）」において宛名として記載された部分（審査請求人の氏又は氏名及び所属等が含まれている。）について、審査請求人の個人情報に該当するものとして開示の対象となりうるか否かを審議した。

(ア) 「資料 6 カルテ・診療情報提供書等の写し」のうち、開業医作成に係る「紹介状（診療情報提供書）」以外の資料は、いずれも松江市立病院において作成された、同病院における書式・様式が用いられた文書である。

これに対して、開業医作成に係る「紹介状（診療情報提供書）」は、当審査会においてインカメラ審理を実施したところ、表題や記載項目等、文書の体裁・様式等が開業医ごとに大きく異なっているものであると認められる。さらには、宛名部分の記載に限ってみても、その様式等については、文書のどの部分に宛名が記載されているか、審査請求人の氏のみを記載しているか氏名（フルネーム）を記載しているか、氏又は氏名にどのような敬称を付しているか、宛名部分が手書きで記入されているか記名印刷であるか等、開業医ごとにそれぞれ異なっている。

(イ) これらの諸点を踏まえつつ検討すると、開業医作成に係る「紹介状（診療情報提供書）」に関しては、文書に記載された実質的内容について非開示事由が認められるか以前の問題として、そもそも、当該文書の様式や体裁といった外的特徴が開業医ごとに大きく異なっていることにより、そのような文書の様式・体裁といった外的特徴それ自体から、当該文書の作成者である開業医を特定・推知することが現実的に可能であるといえる。このことは、審査請求人の氏又は氏名及び所属等が含まれる宛名部分に限って考えてみても異なるものではない。

このような意味で、開業医作成に係る「紹介状（診療情報提供書）」については、当該文書の具体的記載内容とは別に、当該文書の全体（様式や体裁それ自体）が、作成者である開業医の個人情報（旧条例第14条第2号）又は法人等事業活動情報（旧条例第14条第3号）に当たるものと解される。

なお、上記の法人等事業活動情報（旧条例第14条第3号）該当性については、「本件診療報酬未徴収事案を構成する個々の不正疑惑事案に関し、患者を審査請求人に紹介した開業医である」という事実は、当該開業医における認識の有無にかかわらず、「本件内部調査委員会において不正が疑われている事案に関与した [REDACTED] 医院である」と受けとめられるおそれがあるという意味で、第三者から否定的な印象・評価を受ける可能性が否定し難いことからすれば、当該開業医の氏名・名称等を特定することにつながる情報は、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利…その他正当な利益を害するおそれがあるもの」ということができる。

(ウ) 併せて、開業医作成に係る「紹介状（診療情報提供書）」の記載内容を具体的・実質的に検討すると、作成者（紹介元）である開業医の名称・所在地の部分は、当該開業医の個人情報（旧条例第14条第2号）又は法人等事業活動情報（旧条例第14条第3号）に当たるものと解される。また、紹介対象となる患者の氏名等の情報部分は、当該患者の個人情報（旧条例第14条第2号）に当たるものと解される。

なお、審査請求人の氏又は氏名が記載された宛名部分は、形式的に見れば審査請求人の個人情報に当たり、開示の対象となる余地があるものと考えられる。しかしながら前述のとおり、この宛名部分については、その様式・体裁等が開業医によって大きく異なっており、当該開業医の氏名・名称等の特定につながりうる情報でもあることから、第三者である当該開業医の個人情報（旧条例第14条第2号）又は法人等事業活動情報（旧条例第14条第3号）の性質も併せ持っている（さらに付言すれば、宛名部分のうち審査請求人の氏又は氏名部分が、当該文書の作成者である開業医（又はその事務担当者）の手書きで記入されている場合は、その「筆跡」という観点からも当該作成者の個人情報に該当しうるものと解される。）。

エ したがって、【文書名②:第1回 診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 会議資料（令和2年1月21日開催）】のうち文書名（小分類）「資料6 カルテ・診療情報提供書等の写し」中に含まれる「紹介状（診療情報提供書）」（開業医作成に係るもの）合計12通について、審査請求人の氏又は氏名及び所属等が記載された宛名部

分を含め、その全体を非開示とした本件処分の判断は、結論において妥当である。

(6) 本件内部調査委員会における審査請求人の聴取記録について

ア 当審査会によりインカメラ審理を実施したところ、本件対象文書のうち【文書名⑥：第2回 診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 議事録】には、別紙として、審査請求人に対する聴取結果をまとめたものとみられる文書（合計4頁）が付きされている。なお、当該聴取は、「第2回 診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会」の開催中にその場で実施されたものようである。

（ア）当該別紙（以下「本件聴取記録」という。）の記載内容のうち、1頁目にある「1. 基本事項について」の項には、「事項」「被聴取者」「聴取者」「日時」「場所」といった事項が箇条書きで簡潔にまとめられているところ、この「1. 基本事項について」の部分は、本件処分によって審査請求人に全て開示されている。

（イ）続いて「2. 聴取事項」の項には、大要、①聴取開始前に審査請求人から本件内部調査委員会に対して確認を求めた事項、②本件内部調査委員会から審査請求人に対して発した質問及び審査請求人の回答、③審査請求人の回答全体から解される審査請求人の主張内容を、本件内部調査委員会による理解で要約したものが記載されている。

そして、この「2. 聴取事項」の部分は、審査請求人や本件内部調査委員会委員の発言を逐語的に録取したものではなく、全体にわたって原則箇条書きで、あくまで要点のみが簡潔に記載されており（例えば、上記②の部分については合計28項目の問答形式でまとめられている。）、本件聴取記録の作成者によって適宜要約されたものであることが一見して明らかなものである（なお、当該部分が逐語録ではなく要約されたものにとどまることは、当該聴取に係る録音データ（詳細は後述する。）に対するインカメラ審理の結果に照らしても明白である。）。

本件処分においては、この「2. 聴取事項」部分について、同項の表題及び本文部分の1行目を除き、以降の全ての記述が非開示とされている。

イ 当審査会では、上記非開示部分のうち審査請求人本人の発言内容を記載した部分について、本件聴取記録の体裁等を踏まえながら考えた場合に、そもそも審査請求人の個人情報に該当するといえるかを検討した。また、審査請求人の個人情報に該当するといえる場合に、当該部分の一部又は全部を開示する必要があるか否かを審議した。

(ア) 本件聴取記録のうち審査請求人本人の発言内容を記載した部分が審査請求人の個人情報に該当すると考えられるか否かについては、当該部分が逐語録ではなく記録者による大幅な要約がなされていることが記載上一見して明らかであることからすれば、当該部分については、審査請求人の個人情報というよりも、むしろ本件内部調査委員会の認識・理解が記述・記載されたものと解する余地もありうることである。

もっとも、本件処分においては、当該部分が審査請求人の個人情報に該当することを前提として処分庁が非開示の判断したものと解されることに加え、本件審査請求における弁明書でも、その点（審査請求人の個人情報該当性）については処分庁側から特段反論等はなされていない。

このような処分庁の対応等を踏まえれば、当審査会としても、当該部分については審査請求人の個人情報に該当するという前提で、さらに審議検討を進めることとした。

(イ) 続いて当審査会では、本件聴取記録のうち審査請求人本人の発言内容を記載した部分について非開示事由が認められるかを審議検討した。

具体的には、本件処分に係る決定通知書及び本件審査請求に係る弁明書において処分庁が主張する「今後の交渉・争訟・調査事務の執行に支障を及ぼすおそれ」や「診療報酬未徴収額の処理のために実施する審査請求人に対しての損害賠償請求及び関係人への不当利得返還請求に関する調査等の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれ」（旧条例第14条第7号）が認められるか否かを中心に審議したが、上記「おそれ」が認められるか否かについては、当該情報を開示することによる本人の利益と、市の機関等が行う事務事業の適正な執行を確保することによる利益との比較衡量を踏まえて判断すべきである（なお、以下の検討においては、前記のとおり判断基準時を本件処分時としているため、原則として「本件処分時点での審査請求人及び処分庁の立場」を想定して議論していることを念のため付言しておく。）。

a まず、本件聴取記録のうち審査請求人本人の発言内容を記載したと認められる部分が開示されることにより審査請求人が得られる利益がどのようなものか想定してみると、例えば、①当該聴取時において自らがどのような発言をしたのか（又は発言していないのか）という過去の事実を確認できるということや、②

審査請求人の実際の発言とは異なる内容が記録されていることが判明した場合にその訂正・削除等を求める事と、③審査請求人が関係するその後の何らかの手続等において本件聴取記録が用いられる場合にあらかじめ備えておくことができる事等が考えられる。

上記各利益は、一般論としてそれ自体はいずれも決して軽視してよいものではなく、相応に重要かつ尊重されるべきものといえる。

b 他方で、本件内部調査委員会は、本件診療報酬未徴収事案について調査・分析し、真相解明及び再発防止策等について検討することを目的として設置されたものであるところ、当該事案における不正行為が疑われていた当事者に他ならない審査請求人に対して実施された聴取内容に係る文書を（その写し等の交付により）開示することとなれば、調査対象となっている具体的な事案の範囲や内容等が文書上に記載された形式で処分庁の外部において存在する事態となるが、本件診療報酬未徴収事案において審査請求人の置かれている立場等を踏まえると、処分庁として、開示した文書が例えば審査請求人によって第三者に共有される等の可能性も考慮した上で開示・非開示の判断をすることはやむを得ないものであり、相応の合理性があるといえる。さらに、本件聴取記録には、本件内部調査委員会における発問の内容や個々の具体的な事案に対する聴取の配分（重きの置き方等）が現れているといえるが、それら各要素のほか、本件聴取内容を記録化するに当たっての情報の取捨選択や要約の仕方等からは、本件内部調査委員会の聴取手法や着眼点、重視している事実関係が何であるか等を相当程度推察・把握することが可能となる。

これらの諸点を踏まえて考えると、たとえ審査請求人による個人情報開示請求の形式による場合であっても、本件聴取記録が外部に開示されると、その後さらにあり得る追加調査（審査請求人に対するものにとどまらず、他の関係者に対するもの等を含む。）においてあらかじめ対策を講じることを可能にさせる等、正確な事実の把握を困難にするおそれが否定できず、ひいては、関連するその他の違法・不当な行為を容易にしたり、その発見自体を困難にするおそれの存在が否定し難いものといえる。

c また、本件内部調査委員会による調査活動が一応の区切りを迎えたとしても、本来徴収すべき診療報酬を主治医が正当な理由なく徴収せずに放置したという

疑惑が事実であるとの認識に至ったならば、地方公営企業である公立病院の経営責任を担う松江市病院事業管理者としては、公益的な観点からも、松江市民全體に対して負う責務として、しかるべき被害回復を図っていく必要があるものといえる。具体的には、そのような財産的損害を生じさせた者や関係者に対して、民事訴訟等の法的措置によって損害賠償請求や不当利得返還請求をすることが想定される。

このような局面についても検討すると、たとえ審査請求人による個人情報開示請求の形式による場合であっても、不正行為が正に疑われている当事者であると同時に上記損害賠償請求等において反対当事者となることが容易に想定される審査請求人に対して、松江市病院事業管理者においてそのような法的措置に必要な準備等をしている段階で本件聴取記録を開示することとなれば、審査請求人又は関係者においてあらかじめ対策を講じることを可能にさせる等、法的措置をするために必要な追加調査や準備等において正確な事実の把握等が困難となるおそれがあるが否かが否定し難い。換言すれば、当該法的措置における松江市病院事業管理者の地位・立場が、そのような個人情報開示請求を通じて、通常の対立当事者間におけるものよりも不利となるおそれが否定し難く、少なくともこの意味において、今後の交渉・争訟・調査事務の執行に支障を及ぼすおそれが認められるものといえる。

- d 以上を総合的に考慮すれば、本件聴取記録のうち審査請求人本人の発言内容を記載した部分については、少なくとも本件処分時点においては、それを開示することにより、本件内部調査委員会における追加調査や補充調査における正確な事実の把握を困難にするおそれ等のほか、本件診療報酬未徴収によって松江市病院事業が被った財産的損害の回復・処理のために実施することが予定・期待されていた「交渉又は争訟に係る事務」である、審査請求人に対しての損害賠償請求及び関係人への不当利得返還請求に関して、そのための調査等の事務の適正な執行に支障を及ぼすとともに、松江市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものということができる（旧条例第14条第7号）。

なお、本件聴取記録のうち本件事案に係る患者又は関係者の氏名や診療内容に言及している部分については、その発言者が誰であるかにかかわらず、審査請

求人以外の第三者の個人情報（旧条例第14条第2号）に該当するため、同号に基づく非開示事由が併せて認められる。

ウ 以上をまとめると、本件聴取記録のうち審査請求人本人の発言内容を記載した部分に関しては、その全体について旧条例第14条第7号に基づく非開示事由が認められるとともに、個別の発言内容に着目してみても上記のとおり部分的に旧条例第14条第2号に基づく非開示事由が認められる。

したがって、本件聴取記録のうち審査請求人本人の発言内容を記載した部分に関して、その全体を両規定に基づいて非開示とした本件処分の判断は、結論において妥当である。

エ そして、上記の検討内容は、【文書名⑭：第4回 診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 会議資料（令和2年3月18日開催）】及び【文書名⑯：診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 調査報告書】の両者に含まれる「別紙2 対象者からの聴取事項」と題する文書についても同様に妥当する。

(ア) 当審査会においてインカメラ審理を実施したところ、この「別紙2 対象者からの聴取事項」と題する文書は、本件聴取記録をさらに要約・整理して計2頁の文書にまとめ直したものであると認められる。

そして、この「別紙2 対象者からの聴取事項」についても、そもそも審査請求人の個人情報であるといえるかどうかについて疑義を呈する余地が一応あるものの、本件聴取記録と同様、これについても審査請求人の個人情報に該当するという前提で審議検討を進めることとした。

(イ) もっとも、この「別紙2 対象者からの聴取事項」については、その文書の内容・性質として本件聴取記録と事実上ほぼ同一のものといえることから、本件聴取記録における議論がそのまま妥当し、その全体について旧条例第14条第7号に基づく非開示事由が認められる（なお、「別紙2 対象者からの聴取事項」では患者の個人名などは記載されていないため、旧条例第14条第2号に基づく非開示事由は認められないものの、開業医や業者に関する記載は存在し、かつ、それらについては旧条例第14条第3号に基づく非開示事由が認められる。）。

(ウ) したがって、【文書名⑭：第4回 診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 会議資料（令和2年3月18日開催）】及び【文書名⑯：診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 調査報告書】の両者に含まれる「別紙2 対象者からの聴取事

項」と題する文書について、旧条例第14条第3号及び第7号に基づいて全体を非開示とした本件処分は、結論において妥当である。

(7) 審査請求人に対する聴取に係る録音データについて

ア 当審査会は、審査請求人に対する聴取（本件聴取記録の対象である聴取と同一のもの）に係る録音データ（以下「本件録音データ」という。）について、審議・判断に必要な限度で実際に録音データを再生・聴取する方法でインカメラ審理を実施した。

その結果、本件録音データには審査請求人による発言が録音されていることを確認したが、その他、本件内部調査委員会の委員による発言も録音されており、かつ、各人の発言に被せるように他者が発言するような部分も相当程度確認された。

また、審査請求人による具体的な発言内容をみると、①不正が疑われる事案に係る開業医や患者等、審査請求人以外の第三者の個人情報又は法人等事業活動情報に該当する内容に言及している部分と、②上記①のような内容に言及していない部分（単なる挨拶や相づち等、そもそも情報としての実質が希薄な発言等も含む。）とに分けて理解することができる。

イ 本件録音データに記録された審査請求人による発言部分は、上記(6)で検討した本件聴取記録（紙媒体のもの）とは異なり、記録者（第三者）による要約等を経ずに発言の音声それ自体がそのまま電磁的に記録されているものであるから、当該発言部分の録音データが審査請求人の個人情報に該当するという点に関しては、当審査会においても特段異論なく認められた。

しかしながら、本件録音データには、審査請求人による発言部分のみならず本件内部調査委員会委員の発言部分も多数存在するところ、当該委員発言部分については、音声それ自体（声紋等）が発言者である当該委員の個人情報（旧条例第14条第2号）に該当するといえることから、非開示とされるべきである。また、審査請求人の発言部分についても、内容的に開業医や患者等の第三者の個人情報（旧条例第14条第2号）又は法人等事業活動情報（旧条例第14条第3号）に言及していると解される部分については、そのことによって非開示事由が認められるものと解される。

さらに、本件録音データの全体については、前記(6)で検討した本件聴取記録（紙媒体のもの）と同様、違法・不当等に関する判断の基準時である本件処分時点においては、当該部分を開示することにより、診療報酬未徴収額の処理のために実施する審査請求人に対しての損害賠償請求及び関係人への不当利得返還請求に関する調査等の

事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれ（旧条例第14条第7号）が認められる。

ウ なお、当審査会においてインカメラ審理を実施した際、「本件録音データの内容等に鑑みると、仮に審査請求人の発言部分につき部分開示をすべきと判断される場合においても、審査請求人以外の発言者（本件内部調査委員会委員）の発言部分や、内容的に非開示事由が認められる発言部分を適切に区分して除くことは、そもそも技術的に困難なのではないか」との疑問が呈された。

そこで、念のため職権で、当審査会から処分庁に対し、本件録音データについて非開示情報部分を容易に区分して除くことが本件処分当時において技術的に可能であったかどうかを確認したところ、松江市立病院においては、本件処分当時のみならず現在においても、情報公開業務に使用する端末にはそのような録音データ処理が可能なソフトやアプリケーション等はインストールされておらず、また情報セキュリティの問題上、そのようなソフトやアプリケーション等を一時的にインストールすることも原則許されていないことから、現実問題として、録音データについて部分開示に対応することは困難であるとのことであった。

すなわち、本件録音データの開示については、「開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき」（旧条例第15条）であるとは認められず、この観点からも、処分庁は開示請求者に対して本件録音データを部分開示すべき義務を負うものとはいえない解があるので、念のため補足しておく。

エ したがって、本件録音データの全体を非開示とした本件処分は、結論において妥当である。

#### (8) 結論

以上の諸点に係る検討を総合すれば、本件処分は結論において妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 5 審査会の処理経過等

別記のとおりである。

## 別記

### 1 審査会の処理経過

年月日	内容
令和2年10月13日	松江市長（以下「審査庁」という。）から諮詢
令和6年10月28日 (審査会第1回目)	審議
令和6年11月22日 (審査会第2回目)	審議
令和6年12月16日 (審査会第3回目)	審議
令和7年1月27日 (審査会第4回目)	審議
令和7年2月14日 (審査会第5回目)	審議
令和7年3月6日 (審査会第6回目)	審議
令和7年3月11日	審査庁に対して答申

2 松江市個人情報保護審査会委員名簿

(1) 令和3年8月31日まで

氏名	所属等	備考
朝田 良作	特定非営利活動法人消費者ネットしまね理事長 元島根大学山陰法実務教育研究センター長 元島根大学法科大学院研究科長・教授	会長
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	
熊谷 優花	弁護士	
佐々木 和子	総務省行政相談員	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者

(2) 令和5年8月31日まで

氏名	所属等	備考
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	会長
川岡 桂子	総務省行政相談員	
黒澤 修一郎	島根大学法文学部准教授	
熊谷 優花	弁護士	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者

(3) 令和6年7月31日まで

氏名	所属等	備考
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	会長
梶谷 なつみ	司法書士・行政書士	
黒澤 修一郎	島根大学法文学部准教授	
熊谷 優花	弁護士	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者

(4) 令和6年8月1日から

氏名	所属等	備考
野島 和朋	弁護士	会長
梶谷 なつみ	司法書士・行政書士	
熊谷 優花	弁護士	会長職務代理者
黒澤 修一郎	島根大学法文学部准教授	
小池 直希	島根大学法文学部講師	

## 別紙

## 個人情報開示に係る文書目録（抄）

【文書名①：診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会の設置要綱の制定について（令和2年1月15日起案文書）】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	起案文書	開示	—	—
2	診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会設置要綱（案）	開示	—	—
3	委嘱状（案）	開示	—	—
4	開催通知（案）	開示	—	—
5	松江市立病院の診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員の選任について（起案文書の写し）	開示	—	—

【文書名②：第1回 診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 会議資料（令和2年1月21日開催）】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	次第	一部開示	配布資料名の一部	第5号
2	資料1 [REDACTED] 医師による不正行為（疑い）について	一部開示	年齢、採用年月日、医局名、経緯の一部	第2号 第5号 第7号
3	資料2 問題提起案件より抜粋（6月内部調査結果）	一部開示	個人氏名、ID、診療情報、調査結果内容	第2号 第7号
4	資料3 関係者からの照会文書及び回答文書	非開示	照会文書及び回答内容	第2号 第5号 第7号
5	資料4 関係者からの陳述書	一部開示	個人氏名、印影 陳述内容	第2号 第7号
6	資料5 事案一覧	一部開示	個人氏名、診療情報 事業内容、法人名	第2号 第3号 第7号
7	資料6 カルテ・診療情報提供書等の写し	一部開示	個人氏名、ID、生年月日、年齢、住所、性別、電話番号、バーコード、診療情報 法人名、所在地、代表者名 医事業務収納会計システムのハード	第2号 第3号 第7号

			コピー 開業医からの診療 情報提供書 持込品の内容	
8	資料 7 [REDACTED] 受付業務	一部開示	法人名	第 3 号
9	資料 8 [REDACTED] 治療の流れ	開示	—	—
10	資料 9 松江市立病院使用料及び手数料条例、松江市立病院の使用料及び手数料の額を定める規程	開示	—	—
11	資料 10 松江市立病院組織機構図	開示	—	—
12	資料 11 [REDACTED] 業務体制について	一部開示	年齢、採用年月日、医局名	第 2 号
13	資料 12 検討事項 (案)	非開示	検討事項内容	第 7 号
14	資料 13 診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会設置要綱	開示	—	—

【文書名③：第 1 回 診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 議事録】

番号	文書名 (小分類)	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第 14 条)
1	議事録	一部開示	議事内容の一部	第 7 号

【文書名④：第 2 回 診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 会議資料 (令和 2 年 1 月 29 日開催)】

番号	文書名 (小分類)	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第 14 条)
1	次第	開示	—	—
2	資料 1 カルテ、同意書等の写し	一部開示	個人氏名、ID、診療情報、医事業務収納会計システムのハードコピー	第 2 号 第 7 号
3	資料 2 医事監査・会計監査に関する関係職員への聴取結果	一部開示	個人氏名 法人名 聴取内容	第 2 号 第 3 号 第 7 号
4	資料 3 対象患者への事情聴取結果	一部開示	個人氏名 聴取内容 法人名	第 2 号 第 3 号 第 7 号

5	資料4 対象事項一覧	非開示	個人氏名 対象事項内容	第2号 第7号
6	資料5 市立病院に対する調査書（案）	一部開示	個人氏名 調査内容	第7号

【文書名⑤：聴取内容の音声データ】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	聴取内容の音声データ	非開示	聴取内容	第2号 第3号 第7号

【文書名⑥：第2回 診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 議事録】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	議事録	一部開示	議事内容の一部	第7号
2	聴取記録	一部開示	個人氏名 聴取内容	第2号 第7号

【文書名⑦：第3回 診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 会議資料（令和2年2月6日開催）】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	次第	開示	—	—
2	資料1 弁明書	開示	—	—
3	資料2 市立病院に対する調査（案）	一部開示	個人氏名、調査事項	第7号

【文書名⑧：第3回 診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 議事録】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	議事録	一部開示	議事内容の一部	第7号

【文書名⑨：関係者に対する調査について（令和2年2月17日起案文書）】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	起案文書	一部開示	起案文の一部	第7号
2	照会文書（案） [ ] 材料について	一部開示	照会内容	第3号 第7号

【文書名⑩：関係者からの回答文書】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	回答文書 [██████████材料について]	一部開示	印影、回答内容	第3号 第7号

【文書名⑪：関係者からの回答文書】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	回答文書 [診療行為に関する質問について]	一部開示	個人氏名、回答内容	第2号 第7号

【文書名⑫：██████████調査事案について（回答）（令和2年3月9日起案文書】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	起案文書	開示	—	—
2	回答文書 [██████████調査事案について]	一部開示	回答内容 内部調査委員会からの照会文書の照会内容	第7号

【文書名⑬：関係者からの回答文書】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	関係者からの回答文書	一部開示	回答内容	第3号 第7号

【文書名⑭：第4回 診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 会議資料（令和2年3月18日開催）】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	次第	開示	—	—
2	資料1 関係者からの回答文書 [██████████材料について]	一部開示	印影、回答内容	第3号 第7号
3	資料2 関係者からの回答文書	一部開示	回答内容	第3号 第7号

4	資料3 関係者からの回答文書 〔診療行為に関する質問について〕	一部開示	個人氏名、回答内容	第2号 第7号
5	資料4 市立病院からの回答文書 〔████████調査事案について〕	一部開示	回答内容	第2号 第7号
6	資料5 報告書（案）	一部開示	報告内容	第3号 第7号

【文書名⑯：第4回 診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 議事録】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	議事録	一部開示	議事内容の一部	第3号 第7号

【文書名⑰：診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会 調査報告書】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	調査報告書	一部開示	報告内容	第3号 第7号

【文書名⑯：運行前点検＆運行日誌】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	運行前点検＆運行日誌（令和2年1月29日）	開示	—	—

【文書名⑰：運行前点検＆運行日誌】

番号	文書名（小分類）	開示の種類 (開示・一部開示・非開示)	非開示内容	非開示の根拠 (旧条例第14条)
1	運行前点検＆運行日誌（令和2年1月29日）	開示	—	—

## 本件関係条例抜粋

### 松江市個人情報保護条例（平成 17 年松江市条例第 15 号）

#### （個人情報の開示義務等）

第 14 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 略
- (2) 開示請求者（当該開示請求者が代理人の場合は、本人。以下この号において同じ。）以外の者の個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがあるもの
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (4) 略
- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (6) 略
- (7) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正当な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 略

#### （部分開示）

第 15 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

#### （調査権限等）

第 36 条 審査会の調査権限、意見の陳述、意見書等の提出、提出資料の閲覧等、審査会の会議の非公開及び答申書の送付については、情報公開条例第 22 条から第 27 条までの規定の例による。

### 松江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年松江市条例第 43 号）

#### （松江市個人情報保護審査会）

第 5 条 前条及び次に掲げる事項について審議するため、松江市個人情報保護審査会（以下

「審査会」という。) を置く。

- (1) 法第 105 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項の規定による諮問事項
  - (2) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号)第 7 条第 4 項の規定による諮問事項
  - (3) 松江市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 4 年松江市条例第 42 号)第 45 条又は第 50 条の規定による諮問事項
- 2 審査会の委員は、松江市情報公開条例(平成 17 年松江市条例第 14 号。以下「情報公開条例」という。)第 21 条に規定する松江市情報公開審査会(以下この条において「情報公開審査会」という。)の委員をもって充てる。
- 3 審査会の委員の任期は、情報公開審査会の委員の任期による。
- 4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるものほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(経過措置)

第 3 条 略

2 略

3 施行日前に旧条例第 35 条第 1 項に規定する松江市個人情報保護審査会にされた諮問で、この条例の施行の際、当該諮問に対する答申がなされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、当該諮問に対する旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4~6 略

松江市情報公開条例(平成 17 年松江市条例第 14 号)

(審査会の調査権限)

第 22 条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2~4 略